

令和7年度中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務企画提案競技募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務

(2) 目的

中小企業や小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）では、人材不足や人材を育成する余裕がない、デジタルツール（以下、「ツール」という。）が整備されていないという課題から、デジタル化にさえ取り組めていない企業も依然多くいる。県経済の主役である中小企業等が、顧客や社会のニーズ・市場環境の変化に対応し、生産性高く事業を継続するため、DXの第一歩であるデジタル化を後押しする。まず、ありたい姿や自社課題の言語化を行い、単なるツールの実装に留まらず、OJTなど効果的な支援を用いることで、生産性向上や新たな価値を創造するデジタルスキルを有した人材の育成を合わせて行う。これらの取り組みにより、各社の課題を解決するとともに即戦力のデジタル人材を育成する。

(3) 業務内容

令和7年度中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 限度額

40,417,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

(6) 留意事項

本企画提案競技は、令和7年第1回大分県議会定例会において、令和7年度当初予算が成立することを前提に準備行為として実施するものであり、予算が成立しなかった場合には、本企画提案競技に係る契約行為は実施されないことを了承の上で応募すること。

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第26号）を有している、同資格について契約締結までに取得可能である、又は県若しくは国など他の自治体との契約実績を有していること。
- (3) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

- (4) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (5) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有し、県内企業を支援する十分な業務体制が整っていること。
- (6) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。(インターネット接続環境があることを前提とする。)
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (8) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

(1) 募集期間

令和7年3月14日(金曜日)から令和7年4月7日(月曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を除く)の午前8時30分から午後5時00分まで。

(2) 提案方法

以下①の書類について、令和7年4月7日(月曜日)午後5時00分までにEメールにより提出すること。その後、残りの②～⑤の書類について、令和7年4月11日(金曜日)午後5時00分までにEメールにより提出すること。

(提出書類)

- ① 企画提案競技参加申込書(様式1) Word ファイル又はPDF ファイル
- ② 企画提案書(様式2) Word ファイル又はPDF ファイル
- ③ 様式2の添付書類:企画内容プレゼン資料(様式任意、A4サイズ)

PPT ファイル又は PDF ファイル

※プレゼン資料の枚数は 20 枚以内とすること

- ④ 事業費積算書（様式 3） Excel ファイル又は PDF ファイル
- ⑤ 誓約書（様式 4） Word ファイル又は PDF ファイル

（提出先）

4 月 1 日より組織改正に伴い、提出先が以下の通り変更となるため、注意すること。

【3 月 31 日まで】

大分県商工観光労働部 DX 推進課

E-mail : a14280@pref.oita.lg.jp

【4 月 1 日以降】

大分県商工観光労働部 **先端技術挑戦課 先端技術・DX 推進班**

E-mail : a14290@pref.oita.lg.jp

（3）その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式 5）」を提出すること。

4. 質疑

- ・ 提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問書（様式 6）を提出してください。
- ・ 質問書は、電子メールで受け付けます。質問書を提出した場合は、提出した旨を下記質問提出先まで電話で連絡してください。
- ・ 質問に対する回答は、受付後 2 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、上記大分県庁ホームページに掲載します。

ア 質問書の提出期限

令和 7 年 4 月 2 日（水曜日）17 時（必着）までとします。

イ 質問提出先

4 月 1 日より組織改正に伴い、提出先が以下の通り変更となるため、注意すること。

【3 月 31 日まで】

大分県商工観光労働部 DX 推進課

E-mail : a14280@pref.oita.lg.jp

【4 月 1 日以降】

大分県商工観光労働部 **先端技術挑戦課 先端技術・DX 推進班**

E-mail : a14290@pref.oita.lg.jp

その他

質問の回答事項については、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

5. 審査について

(1) 審査方法

- ・提案競技審査委員会で審査し、最優秀提案 1 件を選定する。
 - ・審査は、Web会議（Zoom）によるプレゼンテーション審査を行う。
- ※応募多数の場合は、事前に書類審査を実施する場合がある。

(2) 審査基準及び採点

審査基準		審査内容	配点（点）	
1	事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。	○提案者が事業目的と期待する効果を理解し、かつ実現可能な提案内容となっているか。	20	20
2	企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。	○提案者のネットワークや適切な広報手法を用い、目標とする企業数の集客が期待できるか。	20	50
		○魅力的な人材育成の提案となっているか。	20	
		○各企業に最適なツールを選定し、導入後も有効に活用できるよう、サポートが期待できるか。	10	
3	事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。	○提案内容を確実に履行可能な組織体制、連携体制が構築されることが期待できるか。	10	30
		○事業実施に必要なかつ適切な費用が見積もられているか。	10	
		○業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウがあるか。	10	
計			100	

※著しく実現性を欠く等の特別な理由がない限り、6割以上（60以上／満点100）を合格の基準とします。

(3) 提案競技審査会の日程

- ・令和7年4月16日（水曜日）にプレゼンテーションによる審査会を開催する。
- ・なお、申込者が1者の場合はプレゼンテーション審査を行わず、書類審査のみとする場合もある。
- ・プレゼンテーション審査の詳細な日程及び審査時間は提案協議への参加申込後に申請のあったメールアドレス宛て通知する。

6. その他

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を

締結する。

- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 提案競技の参加者による企画提案書等の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は審査以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加資格を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

4月1日より組織改正に伴い、担当部名が以下の通り変更となるため、問い合わせや書類提出に際しては、4月1日以降と以前で提出・問い合わせ先が異なるため、注意すること。

【3月31日まで】

大分県商工観光労働部 DX 推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階

E-mail : a14280@pref.oita.lg.jp

問い合わせ先 : 097-506-2474

【4月1日以降】

大分県商工観光労働部 **先端技術挑戦課 先端技術・DX 推進班**

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階

E-mail : a14290@pref.oita.lg.jp

問い合わせ先 : 097-506-**2894**